

令和3年5月11日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

緊急事態宣言発令中の学校教育活動について(お知らせ)

平素より本市の教育活動に、ご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、5月12日(水)より、愛知県に「緊急事態宣言」が発令されます。これを受けて、本市では、学校教育活動を次のように実施してまいります。対策につきましては4月28日に配付しました「『まん延防止等重点措置』の適用における学校教育活動について(お知らせ)」より変更した点と特にお伝えしたい点についてお知らせします。変更点以外はこれまでの対策を継続実施してまいります。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

1 感染拡大防止について

(1)登校について(学校にウイルスを持ち込まない)

- ・ 緊急事態宣言発令のため、引き続き、当面の間は、同居する家族に「風邪の症状がある」場合も欠席させてください。この場合も「出席しなくてもよい日」とします。

※ご家庭で心配なことがある場合は、学校に相談してください。

2 教育活動について

(1)学校行事について

- ・ 緊急事態宣言発令中の修学旅行、野外学習、校外学習等の行事は行いません。これらの校外での行事は、緊急事態宣言解除後に延期(短縮しての実施を含む)もしくは中止を、それぞれの学校で検討しています。
- ・ 集団が狭い空間に集まるような行事および多数の方が来校する行事は、行いません。

(2)部活動について

- ・ 活動は、準備片付けも含めて2時間以内とします。土日祝日の活動は行いません。
- ・ 学校内での活動のみとします。(対外的な活動は行いません)

3 その他

- ・ 学校でも、感染者や濃厚接触者が「いじめ」の被害者にならないよう指導してまいります。ご家庭でも偏見や差別が生じないようお話しく下さい。
- ・ ご家庭においても「新しい生活様式」の実践を引き続きお願いします。特に、「感染のリスクが高まる5つの場面」(厚労省)は、避けていただきますようお願いします。